○九州地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十号及び五十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大分市大字羽屋字小僧渕七四一番二から同市大字畑中字居荒六五三番五まで	前	A 一五・二〇～一六・四〇	四九・〇〇メートル	〇・一七二キロメートル
	後	A 一五・二〇～一六・四〇 B 四九・〇〇～一二九・五〇	四九・〇〇メートル	〇・一七二キロメートル 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市有明町野井倉字塩入七七〇六番一から同市有明町野井倉字塩入七七一二番一まで	前	一九・二〇～二一・四四メートル	〇・三三三キロメートル
	後	一八・九四～二一・四六メートル	〇・〇九七キロメートル

二　道路の種類　一般国道

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
佐世保市竹辺町七三七番二から同市竹辺町二五四番二まで	前	二四・〇〇～三九・〇〇メートル	〇・三三三キロメートル
	後	一〇・〇〇～二五・〇〇メートル	〇・三三三キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市有明町野井倉字押切八〇〇九番一から同市有明町野井倉字塩入七七一二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	九・〇〇～一〇・〇〇メートル	〇・一〇九キロメートル
	後	九・〇〇～一〇・〇〇メートル	〇・一〇九キロメートル

二　道路の種類　一般国道

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市有明町野井倉字塩入七七〇六番一から同市有明町野井倉字塩入七七一二番一まで	前	一九・二〇～二一・四四メートル	〇・三三三キロメートル
	後	一八・九四～二一・四六メートル	〇・〇九七キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市有明町野井倉字押切八〇〇九番一から同市有明町野井倉字塩入七七一二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	九・〇〇～一〇・〇〇メートル	〇・一〇九キロメートル
	後	九・〇〇～一〇・〇〇メートル	〇・一〇九キロメートル

二　道路の種類　一般国道

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市有明町野井倉字塩入七七〇六番一から同市有明町野井倉字塩入七七一二番一まで	前	一九・二〇～二一・四四メートル	〇・三三三キロメートル
	後	一八・九四～二一・四六メートル	〇・〇九七キロメートル

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

九州地方整備局長　吉崎　収

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十号及び五十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大分市大字羽屋字小僧渕七四一番二から同市大字畑中字居荒六五三番五まで	前	A 一五・二〇～一六・四〇	四九・〇〇メートル	〇・一七二キロメートル
	後	A 一五・二〇～一六・四〇 B 四九・〇〇～一二九・五〇	四九・〇〇メートル	〇・一七二キロメートル 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

人事異動

防衛省

（統合幕僚監部運用部運用第二課）一等海佐　大賀　康弘

統合幕僚監部運用部運用第二課運用室運営班長を命ずる

（海上幕僚監部総務部総務課）同　加治　勇

海上幕僚監部総務部総務課副官を命ずる

（海上幕僚監部人事教育部人事計画課）同　小牟田秀覚

海上幕僚監部人事教育部人事計画課企画班長を命ずる

（海上幕僚監部防衛部装備体系課）一等海佐　平木　拓宏

海上幕僚監部防衛部装備体系課航空機体系班長を命ずる

（第三一航空群司令部首席幕僚）同　森　浩

自衛艦隊司令部勤務を命ずる

（自衛隊広島地方協力本部長）同　浮田　隆

第三一航空群司令部首席幕僚を命ずる

（海上幕僚監部防衛部装備体系課航空機体系班長）同　大西　哲

第五航空隊司令を命ずる

（海上幕僚監部人事教育部人事計画課企画班長）同　藤澤　豊

第五一航空隊副長を命ずる

（海上自衛隊第一術科学校付）同　吉田　久哉

掃海隊群司令部勤務を命ずる

（海上自衛隊東京業務隊付）同　淵崎　直樹

艦艇開発隊開発部長を命ずる

（横須賀地方総監部防衛部）同　沢田　俊彦

横須賀地方総監部防衛部第三幕僚室長を命ずる

兼ねて第五幕僚室長を命ずる

（横須賀弾薬整備補給所整備第二部長）同　髙橋　正浩

舞鶴造修補給所副所長を命ずる

兼ねて工作部長を命ずる

（防衛政策局調査課）同　淵崎　直樹

（第五一航空隊副長）同　今泉　一郎

海上自衛隊東京業務隊付を命ずる（各通）

（統合幕僚監部運用部運用第二課運用室運営班長）同　平井　克英

（海上幕僚監部総務部総務課副官）同　川村　伸一

（海上幕僚監部総務部総務課）同　能勢　毅

（海上幕僚監部防衛部装備体系課）同　櫻井　猛

（海上幕僚監部防衛部装備体系課）同　新妻　嗣礼

（舞鶴造修補給所副所長兼工作部長）同　門中　利昭

（しまゆき艦長）同　柳原　誠

（せとゆき艦長）同　上野　喜之

（艦艇開発隊開発部長）同　三浦　則文

（舞鶴地方総監部管理部人事課長）同　堀川　雄司

海上自衛隊幹部学校付を命ずる（各通）

（統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課サイバー企画調整官）同　佐々木孝博

自衛隊広島地方協力本部長を命ずる（以上三月二十二日）

（陸上自衛隊開発実験団本部計画科長）一等陸佐　大久保英樹

防衛大学校教授を命ずる

（自衛隊秋田地方協力本部長）一等空佐　阿部　博文

統合幕僚監部総務課人事室長を命ずる

（陸上自衛隊幹部学校付）一等陸佐　深草　貴信

統合幕僚監部防衛計画部計画課業務計画班長を命ずる

（第三輸送航空隊副司令）一等空佐　田中　久也

統合幕僚学校教育課第一教官室学校教官を命ずる

（陸上自衛隊補給統制本部装備計画部装備主計課長）一等陸佐　栗林　俊朗

陸上幕僚監部監理部会計課会計監査班長を命ずる

（東部方面総監部防衛部防衛課陸上連絡官）同　吉武　辰明

陸上幕僚監部装備計画課勤務を命ずる

（第七師団司令部第四部長）同　嶋守　一志

陸上幕僚監部装備部需品課需品班長を命ずる